

会員 各位

古河市商工会
会長 石川 康夫
〈公印省略〉
古河市商工会建設業部会
部会長 並木 正人
〈公印省略〉

小型移動式クレーンの運転技能講習会開催について

(境町商工会・五霞町商工会との共催)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より当部会事業運営につきまして多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて今回、建設業労働災害防止協会茨城県支部のご協力により、労働安全衛生法第 76 条の規定に基づく標記技能講習会を開催いたしますので、下記事項にご留意の上、お申込くださいますようご案内申し上げます。

記

1. 期 日 (学科)平成28年11月 8日(火)～ 9日(水) 初日受付8:30(時間厳守)
(実技)平成28年11月10日(木)または 11日(金)

*実技日程は後日、参加人数により指定されます

2. 会 場 (学 科) 古河市商工会 三和事務所 (古河市仁連 2053-1)

(実 技) 古河市商工会 三和事務所駐車場

3. 定 員 36名 (境・五霞町商工会の共催で36名の定員となりますのでお早めに申込下さい)

4. 申込締切日 平成28年10月14日(金) ※ 定員になり次第〆切となります

非会員事業所の受付が9月20日から始まりますので、早めにお申し込み下さい

5. 受講料 全科目受講者 39,840円 (テキスト代1,640円含む)

受講免除項目のある方は受講料が異なりますので、『9. 講習科目の免除』の内容をご確認ください

- (
- | | | |
|-----|-------------------------|-----------------------|
| 区分1 | 34,840円 (テキスト代1,640円含む) | ・力学に関する知識及び運転の為の合図の免除 |
| 区分2 | 36,840円 (テキスト代1,640円含む) | ・原動機及び電気に関する知識の免除 |
| 区分3 | 38,840円 (テキスト代1,640円含む) | ・運転の為の合図の免除 |

玉掛け技能講習の修了証をお持ちの方は区分1になります

(注)納付した受講料は災害防止協会に納付するため理由のいかんに関わらず返金できませんのでご注意下さい。

6. 受講手続 写真2枚:縦 3.5cm×横 2.5cmと受講料、テキスト代金を添えて古河市商工会総和事務所・三和事務所までお申し込みください。

(技能講習申込書をお渡しいたします)※古河市商工会HPからもダウンロードできます。

写 真 (最近3ヶ月以内に撮影した上三分身、正面脱帽の証明用写真で裏面に氏名を記入したもの)ポラロイドやシール写真は不可

7. 小型移動式クレーンの運転の業務とは

つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転業務

8. 受講対象者 満18歳以上の男女

9. 講習科目の免除

区分1 『力学に関する知識及び運転の為の合図』項目免除 ※証書のコピー添付・事業主証明

- クレーン運転士免許、デリック運転士免許、揚貨装置運転士免許を受けた方
- 床上操作式クレーン運転技能講習、玉掛け技能講習を修了した方

区分2 『原動機及び電気に関する知識』項目免除 ※証書のコピー添付・事業主証明

- 建設機械施工技術検定の内、1級の技術検定に合格した方(実技試験においてショベル建設機械操作法、または基礎工事用建設機械操作施工法を選択した者に限る)または、2級の技術検定(第2種または第6種に限る)に合格した方
- 車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習を修了した方

区分3 『運転の為の合図』項目免除 ※事業主証明

下記業務に6ヶ月以上従事した経験を有する方

- つり上げ荷重が5トン以上のクレーンの運転業務
- つり上げ荷重が1トン以上の移動式クレーンの運転操作業務(道路上運転は除く)
- 制限荷重5トン未満の揚荷装置の運転業務
- 次に掲げるクレーンの業務(移動式クレーンを除く)
 - ・つり上げ荷重が5トン未満のクレーン
 - ・つり上げ荷重が5トン未満の跨線テルハ
- つり上げ荷重が1トン未満の移動式クレーン運転業務(道路運転は除く)
- つり上げ荷重が5トン未満のデリックの運転業務
- つり上げ荷重が1トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛け業務

10. 講習時間

	時間	科目	区分1	区分2	区分3
1日目 11/8	8:50~12:00	小型移動式クレーンに関する知識	○(受講)	○(受講)	○(受講)
	12:50~16:00	〃	○(受講)	○(受講)	○(受講)
	16:00~17:00	関係法令	○(受講)	○(受講)	○(受講)
2日目 11/9	8:50~12:00	力学	×(免除)	○(受講)	○(受講)
	12:50~16:00	原動機及び電気	○(受講)	×(免除)	○(受講)
	16:00~17:00	修了試験	○(受講)	○(受講)	○(受講)
3日目 11/10 又は11/11	8:30~12:00	実技	○(受講)	○(受講)	○(受講)
	13:00~16:30	実技 (合図含む)	○(受講)	○(受講)	○(受講)
		合図	×(免除)	○(受講)	×(免除)

11. 資格取得奨励金

資格取得奨励金として、講習修了者に対し受講料の一部(3,000円)を商工会より事業主へ支給いたします。【*古河市商工会の会員の事業主、役員、従業員(家族含)の受講に限ります。】

12. 建設教育訓練助成金について

この講習は、雇用保険に加入する中小事業主が、その雇用する建設労働者(雇用保険の被保険者に限る)に有給で本講習会を受講させた場合は、助成金を受けることができます。

助成金申請手続きが変更になり、講習会の1カ月前までに茨城労働局へ計画届を提出することが必要となりました。